

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

※但し、平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法

・リース資産

所有権移転ファイнес・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイнес・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、社会福祉法人退職共済制度に加入しております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

※但し、平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法

・リース資産

所有権移転ファイнес・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイнес・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、社会福祉法人退職共済制度に加入しております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法

※但し、平成19年3月31日以前に取得してるもの一旧定額法

- ・リース資産

所有権移転ファイнес・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転ファイнес・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、社会福祉法人退職共済制度に加入しております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	102,231,000	0	0	102,231,000
建物	296,943,320	0	12,340,984	284,602,336
合 計	399,174,320	0	12,340,984	386,833,336

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

※但し、平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法

・リース資産

所有権移転ファイанс・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイанс・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、社会福祉法人退職共済制度に加入しております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

※但し、平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、社会福祉法人退職共済制度に加入しております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし